

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和3年10月22日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、本件処分の取消しを求めている。

本件処分通知書の「返還理由」の内容には、不備が多く、うそが記載されており、正式な書面として決定されることに納得がいかない。

平成28年11月1日から同年12月31日までに請求人に支給された保護費の額が1,273,618円というが、説明を受けていない。2か月で100万円以上になるとは思えない。

最初に通っていた個人病院で減量手術の日程が決まっていたが、入院直前に体調不良で手術不可との判断が出た。そのため、別の病院に変更することになったが、体調不良が続いており、手術は延期になっている。

2回目の減量手術については、処分庁には一切話をしていない（医師に話をすることを止められていた。）。手術の前に検査入院があり、その時に異変があることが分かり、〇〇県の医師が対応してくれると聞き、〇〇の手術を2回受けた。そのため、減量手術はできなかった。

P C受講については、担当職員に今は忙しいから受け付けないと言

われ、自主的に入会した。

なお、自立更生免除を取り消す旨の説明の際には、担当職員から脅迫と思われる不適切な発言をされた。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5 年 1 2 月 2 7 日	諮問
令和 6 年 2 月 1 5 日	審議（第86回第2部会）
令和 6 年 3 月 1 5 日	審議（第87回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性の原則

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとする。

(2) 届出の義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとする。

(3) 費用返還義務

法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとする。これは、法4条1項にいう要保護者に利用し得る資産等の資力があるにもかかわらず、保護の必要が急迫し

ているため、その資力を現実に活用することができない等の理由で同条３項により保護を受けた保護受給者が、その資力を現実に活用することができる状態になった場合の費用返還義務を定めたものであると解されている（最高裁判所昭和４６年６月２９日判決（最高裁判所民事判例集２５巻４号６５０頁）参照）。

また、法６３条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであると解されている（東京高等裁判所平成２５年（行コ）第２７号事件・平成２５年４月２２日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）。

(4) 資力の発生日

平成２１年３月３１日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（以下「問答集」という。）問１３－６（答）(3)は、自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、加害行為の発生日から被害者は損害賠償請求権を有することとなるので、原則として加害行為の発生日で資力の発生があったものと取り扱うこととなし、損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当であるとする。そして、自動車事故の場合は、被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため、事故発生日の時点を経済的資力の発生日としてとらえることになるとする。

東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集２０１７」（以下「運用事例集」という。）問１１－８－３は、本来の資力発生日と資力が具現化した日の両方が、保護費の返還請求権が時効により消滅している期間にある場合には、資力が具現化した日を資力の発生日として考えて、支給済み保護費と対比させ、その上で、返還請求が可能となる日以降に支給した保護費についてのみ返還を求めるとする。

(5) 収入認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日付厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８・３・(2)・エ・(イ)は、保護の実施機関は、「不動産

又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（かつこ内略）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額 8,000 円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」とする。

(6) 自立更生免除

ア 問答集問 13-5（答）(2)は、法 63 条に基づく返還額について、原則として保護金品の全額を返還対象とすべきであるが、そうすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合は、次の範囲の額を返還額から控除して返還額を決定しても差し支えないとし、

(ア) 「当該収入が、次第 8 の 3 の(3)に該当するものにあつては、課第 8 の 40 の認定基準に基づき実施機関が認めた額。」（同・ウ）、

(イ) 「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」（同・エ）を挙げる。

イ 次官通知第 8・3・(3)（上記ア・(ア)）のオは、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」については、収入として認定しないこととする。

そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第 8・2・(4)は、自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ることとする。

なお、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日付厚生省社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知（以下「課長通知」という。）第 8 の 40・答(2)・イは「自立更生のため」の用途に供される額は、「当該経費が医療にあて

られる場合は、医療扶助基準による医療に要する経費及び医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費の合算額」の限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費とする。

(7) 金銭の給付を目的とする権利の時効

地方自治法 236 条 1 項は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5 年間これを行わないときは、時効により消滅するとし、また、同条 2 項は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

(8) 次官通知等の位置付け

次官通知、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。さらに、運用事例集による上記取扱いは、問答集の取扱いと合致し、合理性が認められるものである。

2 本件処分についての検討

(1) 本件における資力の発生日及び返還対象期間

本件保険金は、平成 26 年 1 月 9 日の交通事故発生日が資力としての発生日点であり、平成 28 年 5 月 31 日に請求人に支払われたときに資力として具現化したものであるところ、本件処分の時点（令和 3 年 10 月 22 日）では、いずれの日も保護費の返還請求権が時効により消滅している期間にある。この場合、資力が具現化した日を資力が発生した日と捉えて、平成 28 年 5 月 31 日以降に支給した保護費と対比して、本件処分通知書が到達した日の 5 年前の応答日以降に支給した保護費についてのみ返還を求めることとなる（1・(4)及び(7)）。

そうすると、処分庁が、平成 28 年 5 月 31 日を資力の発生日としたこと、また、少なくとも令和 3 年 10 月末日までには本件処分通知書が到達しているものとみるのが相当であるから、本件処分の返還対象期間の始期を同年 11 月 1 日の 5 年前の応答日である平

成 28 年 1 1 月 1 日としたことに不合理な点は認められない。

(2) 返還対象額の算定

別紙 2 返還金額算定表のとおり、平成 28 年 1 1 月 1 日から同年 1 2 月末日までの間（本件返還対象期間）に請求人に支給された支給済保護費の額の合計は、1, 273, 618 円であると認められる。

そして、本件保険金の額は 1, 664, 912 円であるところ、時効による消滅する額 560, 887 円（別紙 2 参照）を除き、保険金による収入の場合の 8, 000 円を控除（1・(5)）した額 1, 096, 025 円が支給済み保護費の額 1, 273, 618 円の範囲内であることから、返還対象額は 1, 096, 025 円となる。

この額は、本件処分の返還対象額と一致する。

(3) 自立更生免除

本件保険金は、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受けた保険金であるから、当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額について、自立更生免除の対象となるが、それは直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限るとされている（1・(6)・イ）。

請求人は、平成 30 年 1 2 月 25 日に、処分庁に対し、減量手術に係る自立更生計画書を提出し、同月 26 日、処分庁はケース診断会議を開催し、同計画書による減量手術の関連費用 500, 000 円の自立更生免除を認めることとしたが、請求人から減量手術が延期になった旨の連絡があり、令和元年 8 月 6 日の受診を最後に、請求人は本件医院を受診していないことが認められる。そのため、処分庁は、令和 2 年 4 月 30 日、ケース診断会議を開催し、自立更生免除を認めないことを決定し、その旨を請求人に伝え、その後も請求人から減量手術に係る資料が提出されなかったことから、令和 3 年 1 0 月 22 日、自立更生免除の額を 0 円と認定して、本件処分を行ったことが認められる。

以上の経緯により、本件保険金の入金から本件処分に至るまで 5 年以上経過していることからすれば、処分庁が、減量手術について直ちに自立更生のための用途に供されるものに当たらないとして、自立更生免除を認めないとした判断に不合理な点は認められない。

なお、請求人は減量手術に関係のない費用（冷蔵庫、テレビ、パ

ソコン資格取得関連等) について自立更生計画書を提出しているが、いずれも、本件保険金の入金後4年以上経過して提出されていることからすれば、当該費用について自立更生免除を認めないとした処分庁の判断にも不合理な点は認められない。

(4) 小括

以上によれば、本件処分は、上記1の法令等の定めに従ってなされたものであって、返還決定額の算定においても違算は認められないから、違法又は不当な点があるということとはできない。

3 請求人の主張に対する検討

請求人は、第3のとおり、本件処分通知書の「返還理由」の内容には、不備が多く、うそが記載されているなどと主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、請求人の主張を裏付ける証拠は提出されていない。そして、本件処分が法令等の規定に従ってなされたと認められることは上記2で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

なお、請求人は、保護費の額が2か月で100万円以上になるとは思えないとも主張しているが、別紙2のとおり、平成28年12月に約104万円の医療扶助を受けているものである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来

別紙1及び別紙2 (略)